

災害時要援護者支援に関する取組について

自治会・町内会をはじめとする地域の皆様には、日頃から災害時要援護者支援の取組にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

説明会（ご近助講座）及び名簿の提供について、ご案内させていただきます。

1 説明会（ご近助講座）のご案内について

この取組については、地域の皆様のご理解を深めていただくとともに、今後の取組の参考とさせていただきます。以前から次のような説明会を開催しています。

全体説明会	ご近助講座
<p>名簿受領の手續、個人情報の取扱い、名簿を活用した取組事例等を紹介します。多くの方に御参加いただけるよう、区内2か所で開催しています。</p>	<p>地域から申し込みいただき、区職員がお邪魔して、<u>地域ごとの状況を踏まえてご希望のテーマでご説明や意見交換を行う会。</u></p>
	

しかし、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策のため、全体説明会については中止とし、ご近助講座についても開催回数が少ない状況が続いており、「取組の内容や進め方がわからない」といった声を地域からいただいています。

そこで、皆様におかれましては、区職員が地域にお邪魔してご説明する「ご近助講座」を是非ご活用いただきますよう、お願いいたします。

全体説明会は、今後の感染状況を踏まえながら、次年度以降の開催を検討してまいります。

なお、名簿未受領の自治会・町内会様につきましては、区との協定締結及び受領した名簿を活用した取組の推進にご理解・ご協力をお願いいたします。

「ご近助講座」の受講方法について

○開催単位：自治会・町内会に限らず、防災関連で活動するグループ単位で開催可能です。

○日程：希望する曜日・時間（土日、夜間もOK!）

○内容：事前にご要望を伺い、希望する内容で実施します。

⇒講座の内容(例)

- ・区から名簿を受け取る方法は？
- ・どんなときに避難すべきか？避難の方法は？
- ・具体的に何をすればいいの？
- ・個人情報の取扱いで注意することは？ 等々

○申込・問合せ：総務課防災担当（341-1225）

2 災害時要援護者名簿の提供について

令和3年度の災害時要援護者名簿について、お渡し方法及び提供時期を次のとおりお知らせします。

(1) 名簿お渡し時期（郵送・書留）

令和4年1月中旬頃（予定）

(2) 名簿お渡し方法について

協定締結済の自治会町内会長宛て書留にて郵送させていただきます。

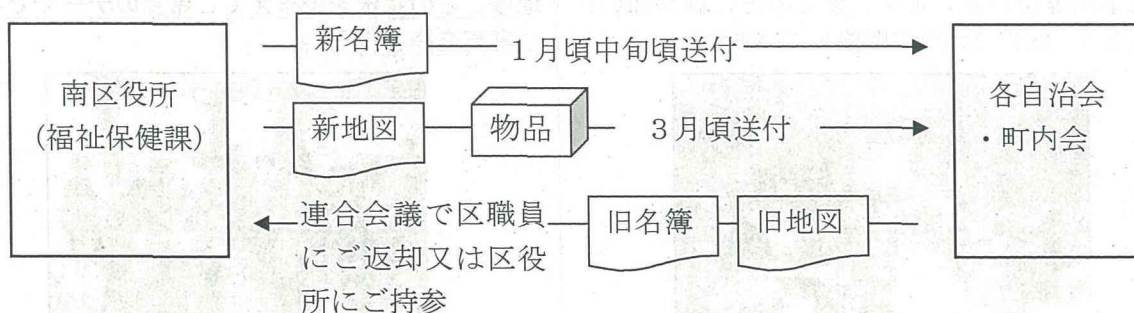
(3) 要援護者の居所を示した地図及び支援物品のご提供について

要援護者の居所を記した地図、要援護者の人数分の支援物品[※]については、別途、3月頃までに、ご提供させていただきます。

※令和3年度の支援物品は防災用簡易トイレの予定です。

(4) 旧名簿及び要援護者の居所を示した地図のご返却について

昨年度の区作成災害時要援護者名簿を受け取った自治会町内会は、旧名簿及び地図を回収いたしますので、お手数ですが、2月頃の各地区連合会議の場で、地区担当職員にご返却いただくか、区役所（4階福祉保健課窓口）までご持参いただきますよう、お願いします。



3 アンケートについて

7月にご依頼しました災害時要援護者支援の取組みに関するアンケートについては、多くの自治会・町内会の皆様にご協力をいただきありがとうございますございました。

現在、結果について取りまとめを行っておりますので、年度内にその結果をご報告させていただきます予定です。

【アンケートに回答いただいた自治会町内会数 88 団体】

【参考】災害時要援護者支援とは？

高齢者や障害のある方など、地震や風水害などの災害発生時に、自ら安否を伝えたり、安全な場所に避難すること等が困難な方「災害時要援護者」について、災害発生時に安否確認・避難支援が迅速に行われるよう、地域、行政、関係団体等が連携して、平常時から顔の見える関係づくり、情報共有等の取組を進めていくものです。

南区役所では自治会・町内会への要援護者の「名簿」や、要援護者の居所を記載した「地図」等の提供など通じ、取組を進めています。

自治会・町内会では、以下の取組をできる範囲で取り組んでいただいています。

- ・区の名簿の活用による要援護者の把握
- ・民生委員と協力した訪問や見守り活動
- ・自治会行事への参加による要援護者と地域住民との関係づくり・避難訓練の実施など・・・

【問合せ先】災害時の自助・共助に関すること

総務課 341-1225

災害時要援護者支援の地域の取組支援に関すること 福祉保健課 341-1181

災害時要援護者名簿に関すること 高齢・障害支援課 341-1136